平成２５年（フ）第４０４号
仙台市太白区西の平２丁目30番11号
破産者　春木　裕康
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７９０号
さいたま市見沼区大字東新井366番地２
ヴァルトＡ201
破産者　廣田　清美
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９０６号
埼玉県新座市東２丁目５番11号　アンジェリーク503号室
破産者　藤田　　一
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０４号
大阪府松原市東新町１丁目42番地の４
破産者　戸田　正樹
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０９７号
大阪府吹田市南清和園町40番30―302号
破産者　大迫　知道
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９０１号
大阪府茨木市東奈良２丁目14番４号　フラワーハイツ108号
破産者　讃岐路・讃岐家・味楽こと　西岡トシ子
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０７１号
奈良市坊屋敷町３―１　エンジェルハウス１号、開始決定時の住所大阪市住吉区大領２丁目５番３―212号
破産者　酒田　充規
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１５号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番57―402号
破産者　手島　　学
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６３６号
大阪府富田林市藤沢台１丁目１番315―405号
破産者　富永　成坂
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６３２号
広島市南区向洋新町１丁目14番６号
破産者　桑原由紀子
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３４号
徳島県阿波市土成町宮川内字下り松69番地15
破産者　西　　健司
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３５号
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字太田西152番地２、住民票上の住所徳島県美馬郡つるぎ町貞光字太田東426番地１
破産者　森長　輝治
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５８号
北海道小樽市潮見台２丁目14番６号、前住所北海道小樽市天神２丁目１番10号
破産者　神土　　孝
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第７４８号
横浜市保土ケ谷区東川島町84番地15　上星川スカイハイツ504号
破産者　伊藤　惠一
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８７６号
横浜市瀬谷区橋戸３丁目29番地２　ルミエール前田205
破産者　岡庭　　寛
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４号
静岡市駿河区聖一色44番地の５、前住所静岡市駿河区馬渕１丁目13番27号
破産者　伴野　弘子
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１号
静岡県島田市阪本2504番地の２
破産者　池谷　正志
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部